

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8月30日
【届出者の名称】	株式会社S R Aホールディングス
【届出者の所在地】	東京都豊島区南池袋二丁目32番 8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5979)2666(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部経営企画部長 淡路 英行
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社S R Aホールディングス (東京都豊島区南池袋二丁目32番 8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含む。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、資産・資本の効率的運用の観点から、成長確保に向けた投資に取り組むとともに、株主様への利益還元を重視し、積極的な配当に努めて参りました。当社の配当方針は「連結配当性向20%を目処に利益配分を行うこと」であり、「連結ROE（自己資本当期純利益率）2桁の確保・維持」を経営目標の一つとして掲げております。なお、平成23年3月期においては、潤沢な手元流動性を保有している現状を考慮し、資産・資本の効率的運用に資するため、1株あたり配当金を40円（普通配当）とし、連結配当性向は42.1%となりました。また、連結ROEは8.6%となりました。

かかる状況下、平成23年7月12日に当社代表取締役会長丸森隆吾が永眠いたしました。平成23年7月中旬頃、当社の上位株主であり、丸森隆吾の相続人でもある藤原園美氏と佐藤宏美氏（以下「相続株主」といいます。）より、その保有する当社普通株式に関して売却意向がある旨の連絡を受けました。所有株式数はそれぞれ350,700株（発行済株式総数に対するその保有割合はそれぞれ2.30%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）であります。

これを受け、当社としては、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、当社が自己株式として買い受けることが適当と判断いたしました。また、当社が自己株式として取得することは、連結ROEの向上に寄与し、株主様に対する利益還元につながり、当社の経営方針に合致するところと見做しております。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成23年8月29日開催の当社取締役会において、701,400株を上限として自己株式の取得を行うこと、ならびにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は、相続株主より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式（合計で701,400株）を本公開買付けに対して応募する旨の同意を得ております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

15,240,000株(平成23年8月30日現在)

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	701,400	499,396,800

(注) 取得する株式総数の平成23年8月30日現在の発行済株式総数(15,240,000株)に占める割合は、4.60%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(4)【その他(-)】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成23年8月30日(火曜日)から平成23年9月28日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	平成23年8月30日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金712円
算定の基礎	<p>買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、かつ基準の明確性及び客観性を重視して、本公開買付けにおける買付価格についても、当社株式の市場価格を優先して検討いたしました。</p> <p>直近の株価及び市場取引の状況を検討した結果、適正な時価を算定するためには、基礎となる当社株式の適正な時価として、市場価格が経済状況その他の諸条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいことを勘案し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本公開買付けの実施を決議した平成23年8月29日の取締役会決議の前営業日（同年8月26日）までの過去1カ月間の当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値774円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>また、公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主様の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例において、ディスカウントで行われた事例を参考としました。当社は、上記の前提を踏まえて、相続株主と協議を行ったうえで、平成23年8月26日までの過去1カ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値774円（小数点以下を四捨五入）に対して8%のディスカウント率を適用した額712円（小数点以下を四捨五入）を買付価格とすることが適当と判断いたしました。</p> <p>なお、買付価格である712円は、本公開買付けを決議した取締役会の前営業日である平成23年8月26日の当社普通株式の普通取引の終値766円に対して7.05%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウント、同年8月26日までの過去3カ月間の当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値776円（小数点以下を四捨五入）に対して8.25%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額となります。</p> <p>また、買付価格である712円は、本書提出日の前日である平成23年8月29日の当社普通株式の終値772円から7.77%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額になります。</p>
算定の経緯	<p>当社は予めより、資産・資本の効率的運用の観点から、成長確保にむけた投資に取組むとともに、株主様への利益還元を重視し、積極的な配当に努めて参りました。かかる状況下、平成23年7月中旬頃、相続株主より、その保有する当社株式に関して売却意向がある旨の連絡を受けました。これを受け当社としては、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響を考慮し、また、安定的な株主構成の維持の観点から、当社が自己株式として買い付けることが適当と判断いたしました。また、当社が自己株式として取得することは、連結ROEの向上に寄与し、株主利益の向上を目指す当社の経営方針に合致します。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法が最も適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断し、これらの前提を踏まえながら相続株主との間で買付価格に関する協議を行いました。</p> <p>かかる協議をふまえて、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率も参考として、買付価格は、平成23年8月26日までの過去1カ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値774円（小数点以下を四捨五入）に対して8%のディスカウント率を適用した額712円（小数点以下を四捨五入）とすることを平成23年8月29日の当社取締役会において決定いたしました。</p>

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	701,400 (株)	(株)	701,400 (株)
合計	701,400 (株)	(株)	701,400 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(701,400株)を超えない場合は応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

公開買付代理人において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。

応募に際しては、事前に、応募対象となる株券が、応募株主等が公開買付代理人において開設した振替口座において記録された状態であることが必要となります。そのため、応募する予定の株券が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座へ振替を完了していただく必要があります。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。(常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。(注3)

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%(所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%(所得税のみ)となります。

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

応募株券の全部又は一部の買付が行われなかった場合、応募株券について、応募が行われた時の応募株主等の振替口座における記録の状態に戻します。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当る担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人：印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人：登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主：外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。）

（注2）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注3）税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談をいただき、ご自身でご判断をいただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、公開買付代理人に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

（3）【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（4）【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	499,396,800
買付手数料(円)(b)	5,000,000
その他(円)(c)	2,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	506,396,800

(注1)「買付代金(a)」欄には、買付予定の株券等の数(701,400株)に1株当たりの買付価格(712円)を乗じた金額を記載しています。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額です。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積り額です。

(注4)その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	578,374,770円
	計	578,374,770円

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

(2)【決済の開始日】

平成23年10月20日(木曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人にてお支払いいたします(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する源泉徴収税額について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談をいただき、ご自身でご判断をいただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%(所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%(所得税のみ)となります。

個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年9月28日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成23年10月19日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株券について、応募が行われた時の応募株主等の振替口座における記録の状態に戻します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（701,400株）を超えない場合は、応募株券の全部の買付けを行います。

応募株券等の数の合計が買付予定数（701,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（100株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書きに基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募受付した公開買付代理人に解除書面（公開買付申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行ない、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び同第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、もしくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付けもしくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

当社の株主である、藤原園美氏及び佐藤宏美氏は、それぞれ当社普通株式350,700株（本書提出日現在）（発行済株式総数に対するその保有する割合は、それぞれ2.30%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しておりますが、同人からは、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに対して応募する旨の同意を得ております。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所						
	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月
月別							
最高株価(円)	967	949	829	758	815	818	798
最低株価(円)	903	685	689	713	729	786	731

(注) 平成23年8月の株価は、8月29日までの株価であります。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月25日 関東財務局長に提出
事業年度 第21期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月24日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)平成23年8月12日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)